

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

<p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法に基づく指定医療機関の指定</li> <li>・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止</li> <li>・生活保護法に基づく指定介護機関の指定</li> <li>・生活保護法に基づく指定介護機関の廃止</li> <li>・生活保護法に基づく指定施術機関の指定</li> <li>・生活保護法に基づく指定施術機関の廃止</li> <li>・道路の区域変更（5件）</li> <li>・道路の供用開始</li> <li>・公有水面埋立ての免許</li> <li>・急傾斜地崩壊危険区域の指定</li> </ul>	<p>所管課（室）名</p> <p>福 祉 保 健 課</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>道 路 維 持 課</p> <p>〃</p> <p>港 湾 課</p> <p>砂 防 課</p>
<p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良区の役員の就退任（2件）</li> <li>・土地改良区の定款変更の認可</li> </ul>	<p>農 村 整 備 課</p> <p>〃</p>

## 告 示

### 長崎県告示第1号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和3年1月5日

長崎県知事 中村 法道

（指 定）

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日	有 効 期 間
とくだ眼科	医療法人 とくだ眼科 理事長 徳田 安範	長崎県北松浦郡佐々町松瀬免99番地3	令和2年12月1日	令和8年11月30日
ヤマカワ薬局	株式会社 トータス 代表取締役 高橋 攄見	長崎県諫早市山川町3-1	令和2年12月1日	令和8年11月30日
よつば薬局	株式会社中山ファーマシー 代表取締役 中山 英樹	長崎県諫早市小船越町1149-2	令和2年11月1日	令和8年10月31日

浦上歯科医院	医療法人浦上歯科医院 理事長 浦上 謙一	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 393-20	令和2年11月1日	令和8年10月31日
ユウアイ薬局大村店	白川 博典	長崎県大村市杭出津2-1448	令和2年11月1日	令和8年10月31日
原田薬局 向陽店	株式会社健聖舎 代表 取締役 原田 聖子	長崎県大村市西三城町17-12	令和2年11月1日	令和8年10月31日
医療法人 橋本循環器 内科	医療法人橋本循環器内 科 理事長 橋本 隆 明	長崎県諫早市永昌東町2番17号	令和2年11月1日	令和8年10月31日
医療法人六敬会 澤田 医院	医療法人六敬会 澤田 医院 理事長 澤田 征洋	長崎県諫早市宗方町16番5	令和2年12月1日	令和8年11月30日
にこにこ薬局 ひなみ 店	株式会社Smile Drug 代表取締役 上村 哲 也	長崎県西彼杵郡時津町日並郷 1303-7	令和2年12月1日	令和8年11月30日
ひなみこどもクリニッ ク	渡邊 嘉章	長崎県西彼杵郡時津町日並郷 1303番地7	令和2年12月1日	令和8年11月30日
北村理子クリニック皮 ふ形成外科	医療法人 北村理子ク リニック皮ふ形成外科 理事長 北村 理子	長崎県大村市久原2丁目902-1	令和2年12月1日	令和8年11月30日
増山歯科医院	増山 隆一	長崎県諫早市飯盛町開1368番地 6	令和2年12月1日	令和8年11月30日
さわせ薬局 大村店	株式会社さわせ薬局 代表取締役 澤 瑞城	長崎県大村市植松3-607-54	令和2年12月1日	令和8年11月9日
つねおかクリニック	医療法人 大志会 理 事長 常岡 伯紹	長崎県南島原市有家町久保字寺 之前21番地1	令和2年12月1日	令和8年11月30日
訪問看護ステーション 鑑瀬	特定非営利活動法人ふ くえ 理事長 塩塚 和子	長崎県五島市末広町1番地10	令和2年12月1日	令和8年11月30日
さゆり会訪問看護ス テーション	社会福祉法人さゆり会 理事長 林田 輝久	長崎県五島市下大津町550番地 4	令和2年12月1日	令和8年11月30日

## 長崎県告示第2号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和3年1月5日

長崎県知事 中村 法道

(廃 止)

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	廃止年月日
松浦市立中央診療所	松浦市長 友田 吉泰	長崎県松浦市志佐町庄野免274番地1	平成2年10月31日
有限会社サンコーメ ディカルとまと薬局 とまと薬局平戸店	有限会社サンコーメ ディカルとまと薬局 代表取締役 山田 高義	長崎県平戸市戸石川町472-2	平成2年11月23日
浦上歯科医院	浦上 謙一	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷393-20	平成2年10月31日
ユウアイ薬局大村店	有限会社メディカル オフィス 代表取締 役 石田 秀雄	長崎県大村市杭出津2丁目1448	平成2年10月31日
優愛薬局向陽店	有限会社メディカル オフィス 代表取締 役 石田 秀雄	長崎県大村市西三城町17-12 1F	平成2年10月31日
医療法人社団 川ばた内科 医院	医療法人社団 川ば た内科医院 理事長 川端 元	長崎県諫早市上野町5番地10	平成2年10月31日
医療法人橋本循環器科内科	医療法人橋本循環器 科内科 理事長 橋 本 隆明	長崎県諫早市山川町2番地2	平成2年10月31日
日本調剤小船越薬局	日本調剤株式会社 代表取締役社長 三 津原 庸介	長崎県諫早市小船越町1149-2	平成2年10月31日

**長崎県告示第3号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和3年1月5日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地		サービスの種類	指定年月日
げんき堂薬局 おおせと店	長崎県西海市大瀬 戸町瀬戸榎浦郷 163	株式会社gen代 表取締役 久松 徹	長崎県佐世保市広田 三丁目27番38-1号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導	令和2年10月1日

**長崎県告示第4号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和3年1月5日

長崎県知事 中村 法道

(廃 止)

事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地		サービスの種類	廃止年月日
レッツ倶楽部大村	長崎県大村市杭出津2丁目54番地1	株式会社なるみライフサービス 代表取締役 服部 良成	長崎県大村市植松3丁目857-2	地域密着型通所介護	令和2年10月31日

**長崎県告示第5号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

令和3年1月5日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	指定年月日
柔道整復	多良 圭央	長崎県西彼杵郡長与町北陽台2丁目26番23号	たら整骨院	長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷44番4	令和2年11月5日
はり・きゅう	植田 将太	長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷2047-3カーサルナ105	うえだ鍼灸	長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷2047-3カーサルナ105	令和2年12月7日
はり・きゅう	山口 陽平	長崎県諫早市高来町東平原61-2			令和2年12月1日

**長崎県告示第6号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和3年1月5日

長崎県知事 中村 法道

(廃 止)

業務の種類	指定施術機関名 (施術者氏名)	施術者住所	施術所名称 (施術所を開設している場合)	施術所所在地 (施術所を開設している場合)	廃止年月日
柔道整復	柴内 和彦	長崎県南島原市西有家町慈恩寺1846	柴内整骨院	長崎県南島原市西有家町慈恩寺1846	令和2年11月24日

**長崎県告示第7号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年1月5日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道  
 路線名 神ノ浦港長浦線  
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市琴海戸根町字斧木場西平1980番1地先から 長崎市琴海戸根町字斧木場西平1980番1地先まで	前	10.0~19.6	137.4	
	後	12.5~34.6	131.7	

**長崎県告示第8号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年1月5日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道  
 路線名 神ノ浦港長浦線  
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市琴海戸根町字斧木場西平1980番1地先から 長崎市琴海戸根町字斧木場西平1980番3地先まで	前	7.5~16.3	90.1	
	後	7.5~25.9	88.0	

**長崎県告示第9号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年1月5日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道  
 路線名 大崎公園線  
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東彼杵郡川棚町小串郷字芒野444番1地先から 東彼杵郡川棚町三越郷字鈴木野二440番2地先まで	前	8.3~15.8	65.6	
	後	9.1~16.5	67.2	

**長崎県告示第10号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供す

る。

令和3年1月5日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道  
路線名 大崎公園線  
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東彼杵郡川棚町三越郷字鈴木野二440番2地先から 東彼杵郡川棚町三越郷字鈴木野二425番地先まで	前	9.6~13.3	29.6	
	後	10.1~13.9	29.4	

### 長崎県告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年1月5日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道  
路線名 平戸田平線  
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
平戸市下中野町字ハナノキ799番20地先から 平戸市下中野町字ハナノキ799番20地先まで	前	21.7~27.2	14.6	
	後	24.6~27.2	14.6	

### 長崎県告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年1月5日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 福江富江線	五島市吉田町1275番1地先から 五島市吉田町1275番1地先まで	令和3年1月5日

### 長崎県告示第13号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを免許した。

令和3年1月5日

長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての免許年月日  
令和2年12月21日

- 2 埋立ての免許を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所  
 名 称 長崎県  
 所在地 長崎市尾上町3番1号  
 代表者の氏名 長崎県知事 中村 法道  
 代表者の住所 長崎市尾上町3番1号

3 埋立区域

- ア 位置  
 長崎県長崎市琴海大平町字中ノ瀬1285番122の地先公有水面  
 イ 区域  
 省略（縦覧図書のとおり）  
 ウ 面積  
 197.66平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

- ア 位置  
 長崎県長崎市琴海大平町字沖ノ瀬1285番28、1285番123、1285番48、1285番49、1285番50、1285番51、  
 1285番52、1285番203、1285番71、1285番204、1285番205及び1285番122の各地内並びに字中ノ瀬1285番122  
 の地先公有水面  
 イ 区域  
 省略（縦覧図書のとおり）  
 ウ 面積  
 7,524.58平方メートル

5 埋立地の用途

海岸保全施設用地

**長崎県告示第14号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県央振興局建設部において縦覧に供する。

令和3年1月5日

長崎県知事 中村 法道

指定区域の名称			西平	
	市町名	大字	字	地番
所在地	諫早市 高来町	水ノ浦		498番の一部、500番1の一部、500番2の一部、502番の一部、526番1の一部、527番1の一部

**公 告**

**土地改良区の役員の就退任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、指方土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和3年1月5日

長崎県知事 中村 法道



就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
今 村 政 利	佐世保市指方町3156	今 村 政 利	佐世保市指方町3156
迎 悟	佐世保市指方町1634	迎 悟	佐世保市指方町1634
山 崎 正 徳	佐世保市江上町2650-2	竹 内 三 政	佐世保市指方町3405
天 羽 武 英	佐世保市指方町2380	天 羽 武 英	佐世保市指方町2380
山 川 繁 和	佐世保市指方町1101-1	迎 信 敏	佐世保市指方町1604
鴨 川 茂 夫	佐世保市指方町2695	橋 口 安 雄	佐世保市指方町1719
吉 村 志 郎	佐世保市指方町47	吉 村 志 郎	佐世保市指方町47
山 口 隆	佐世保市指方町2045	野 村 利 光	佐世保市指方町3148
長 野 修	佐世保市指方町2191	山 田 一	佐世保市指方町3231-1
矢 上 英 行	佐世保市指方町1650	原 軍 次	佐世保市指方町3521
—	—	山 口 隆	佐世保市指方町2045
—	—	井 手 なつ子	佐世保市指方町2798
—	—	山 崎 正 徳	佐世保市江上町2650-2
—	—	長 野 義 則	佐世保市指方町3514
就 任 役 員 監 事		就 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
迎 国 雄	佐世保市指方町3459	迎 国 雄	佐世保市指方町3459
原 軍 次	佐世保市指方町3521	吉 福 恒 夫	佐世保市指方町1550
廣 野 武 夫	佐世保市指方町2428	廣 野 武 夫	佐世保市指方町2428

### 土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、横手土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和3年1月5日



長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
迎 篤 之	佐世保市横手町75	迎 篤 之	佐世保市横手町75
久 家 安 弘	佐世保市横手町547番地第1	川 中 竹 次	佐世保市横手町853
古 川 志 利	佐世保市横手町433	池 田 守 固	佐世保市横手町63
池 田 守 固	佐世保市横手町63	濱 則 義	佐世保市横手町557-1
古 川 徹 也	佐世保市横手町212	古 川 康 人	佐世保市横手町214
古 川 勝 巳	佐世保市横手町422	久 家 安 弘	佐世保市横手町547番地第1
濱 喜代継	佐世保市横手町377	福 島 正 志	佐世保市横手町362
原 公 博	佐世保市横手町178	古 川 志 利	佐世保市横手町433
—	—	福 本 津智美	佐世保市口の尾町641
—	—	堀 本 風 雅	佐世保市木原町391
就 任 役 員 監 事		就 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
福 島 正 志	佐世保市横手町362	田 代 一 行	佐世保市桑木場町2430
中 里 政 義	佐世保市三川内町1887	山 口 光 廣	佐世保市横手町841

**土地改良区の定款変更の認可（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月31日総会議決）について、次の事項を除いて認可した。

令和3年1月5日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名	田ノ頭土地改良区
認可年月日	令和2年12月18日
認可しなかった事項	定款附則に「この定款に定める役員に関する事項は、この定款の認可後の役員改選から適用する。」を追加する変更

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表  
(八二四)  
二一一一  
二一一四

印刷所  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺クイック  
田クプリン  
宏ト  
弥ト